



認知症の日に伴う認知症に関する普及・啓発について

令和 6 年 1 月 1 日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の中で、9 月 21 日は「認知症の日」、9 月は「認知症月間」と制定されました。

これは、1994 年に「国際アルツハイマー病協会」(ADI) が世界保健機関 (WHO) と共同で、毎年 9 月 21 日を「世界アルツハイマーデー」、9 月を「世界アルツハイマー月間」と制定し、各地で様々な認知症の啓蒙活動が行われていることに由来しています。

浜松市においても、「認知症になっても安心して暮らせるまち 浜松」を目指して、この機会に、誰もが発症する可能性があり、身近な病気である認知症について、市民の皆さんが考え理解を深めるきっかけとなるよう普及・啓発を行います。

記

1 内 容

- ① 懸垂幕の掲示
- ② 認知症の正しい理解に関する展示
- ③ 浜松城天守閣ライトアップ（認知症のシンボルカラーであるオレンジ色）

2 場 所

- ① 浜松市役所北館壁面
- ② 浜松市役所本館 1 階ロビー
- ③ 浜松城天守閣

3 日 時

- ① 令和 6 年 9 月 6 日（金）から 19 日（木）まで
- ② 令和 6 年 9 月 17 日（火）から 30 日（月）まで（閉庁日を除く）
- ③ 令和 6 年 9 月 21 日（土）から 27 日（金）まで 午後 6 時～午後 10 時

4 問い合わせ

浜松市健康福祉部高齢者福祉課 TEL(053)457-2105

5 その他

急速な高齢化の進展に伴い認知症の人が増えている現状に鑑み、認知症の人の尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる社会の実現を推進するため、令和 6 年 1 月 1 日に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されました。浜松市においても、認知症を自分ごととして捉え、認知症になっても認知症本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるよう「認知症になっても安心して暮らせるまち 浜松」を目指して取り組みます。

